

千支発第 40 号
平成 26 年 6 月 20 日

会 員 各 位

(一社)千葉県宅地建物取引業協会
千 葉 支 部
支 部 長 貝 川 和 正
(公印省略)

至急☆ 千葉市民間賃貸住宅入居支援制度へご協力ください！
FAX でも物件情報提供を受け付けます。



初夏の候 皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉市（担当部局：住宅政策課）と当支部にて協定を締結しております、「高齢者・ひとり親・生活保護・DV被害者・外国人・障害者の各世帯」で「自立した生活を営む事が出来る市民」に対する民間賃貸住宅入居支援のための物件情報をFAXでも受け付けることといたしました。

なお、千葉支部ホームページ『千葉市との情報交換サイト』は継続しておりますので、更なるご協力をお願いいたします。

千葉支部ホームページ <http://www.takken-chibashibu.gr.jp/>



記

1. 登録条件 協定の内容を理解し、市より紹介された市民への対応と、市への結果報告を行なっていただくことが出来る。
2. 物件の登録 A4 別紙 『千葉市民間賃貸住宅入居支援制度（物件情報）』に記入し、図面等を添付して、千葉支部事務局宛に FAX でお送りください。

会員 → (FAX) → 千葉支部事務局 → 千葉市
千葉市が希望する市民に直接登録された物件を紹介する体制です。

3. 申し込み 千葉支部事務局 FAX 242-0176 (TEL 242-0175)
4. 物件有効期限 3ヶ月。期限を過ぎましたら、再登録をお願いします。
また、物件に変更があった場合は速やかに千葉支部にご連絡ください。

空き室対策にもなりますので、是非ご活用ください。